

令和2年6月22日 制定
令和2年11月9日 一部改正
令和2年11月26日 一部改正
令和2年12月14日 一部改正
令和3年1月8日 一部改正

新型コロナウイルス感染症対策 宇都宮大学における授業の実施等におけるガイドライン【教職員用】

新型コロナウイルス感染症対策のための本学の対応方針は令和3年1月8日からステージ2 Bに変更され、後期の授業（講義・演習・実験・実習・実技）については、「令和2年度後期授業について【後期授業の基本方針（令和3年1月8日一部改正）】」にしたがって実施します。

これに伴う本学の教育研究及び学生生活に関する当面の対応は、以下のとおりです。

なお、本ガイドラインは、今後の感染状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行っていきます。

また、学生向けのガイドラインを【学生用】として、別途、周知しております。

1. 入構を認める者

- ①研究室・ゼミに所属する学生
- ②研究生及び内地留学生
- ③緊急に証明書の発行を必要とする学生
- ④その他部局長（学部長、研究科長）が入構を認めた場合

2. 基本的な注意事項（学生への注意事項も同様）

(1) 3密（密閉、密集、密接）の回避について

- ①人と人との接触を避け、身体的距離（最低1 m）を確保
- ②大学構内でのマスク着用
- ③ドア、窓を開けるなどの換気の徹底
- ④建物入り口で手指消毒の徹底
- ⑤ていねいな手洗い（30秒程度）の徹底

(2) 出勤時の健康状態の把握について

（学生には「登学時の健康状態の把握について」同内容を記載しております。）

- ①出勤前に体温を測り、発熱等の風邪の症状がある場合等には登学せず、かかりつけ医等最寄りの医療機関又は「受診・相談センター」に電話で相談するとともに、保健管理センターに報告すること。
- ②発熱など体調に異変があった場合には「7. 発熱等があった場合及び新型コロナウイルスに感染した場合の対応について」に従って対応すること。
- ③体温を測り忘れて登学した場合は、各キャンパス建物出入口に設置してある非接触型体温計により、各自で検温すること。

〈非接触型体温計設置場所〉

峰キャンパス（8箇所）：学務棟、1号館、2号館、4号館、5号館、6号館、8号館 及び大学会館の各玄関

- 陽東キャンパス（8箇所）：2号館、4号館、7号館、8号館、9号館、
10号館、11号館 及び石井会館の各玄関
- 農学部附属農場（1箇所）：管理棟1階
- 農学部附属演習林（1箇所）：管理棟1階

(3) その他

- ①行動記録を作成すること。
- ②新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及びLINE公式アカウント「栃木県-新型コロナウイルス対策パーソナルサポート」を活用したサービス（とちまる安心通知）を必ずインストールすること。

3. 施設利用上の注意事項

(1) 附属図書館

- 【開館時間】 平日9時～17時、土日祝休館
- 【出入口】 正面玄関
- 【館内利用】 入構を認める者に限り、一部制限のうえ利用可。
- 【貸出】 学内者は、取置き予約に限り利用可。

(2) ラーニング・コモンズ（峰キャンパス5号館1階部分のみ） 利用を停止します。

(3) キャリアカフェ

- 【利用時間】 平日9時～17時
- 【出入口】 正面入口
- 【利用】 入構を認める者に限り、一部制限のうえ利用可。

(4) 学生食堂等学内施設の利用（生協）

- ①混雑時は入場を制限します。
- ②食堂や購買で並ぶ際は、身体的距離（最低1m）を確保する。
- ③指定の場所以外での飲食はしない。
- ④食事の際は対面を避け、両隣は1席ずつ空けて着席し、会話は控える。
- ⑤テーブルの位置や椅子の位置を変更しない。
- ⑥食事は極力15分以内、食事後はすみやかに退席する。

4. 研究活動での注意事項

- ①研究室・実験室への入退室について記録する。
- ②研究室・実験室では、窓を開けるなど換気を行うとともに、定期的に中断して休息をする。
- ③研究室・実験室での作業は、身体的距離（最低1m）の間隔を空けて行う。
- ④換気が十分にできない場所での滞在時間は可能な限り短くする。
- ⑤会話は必要最小限とする。
- ⑥共用の機器・什器は、使用前後に適宜消毒または清拭により清潔にする。

5. 課外活動について

(以下のとおり学生に周知しております。)

- ①課外活動に関し、キャンパス内における活動を禁止とする。
- ②キャンパス外での活動、動植物の飼育、管理、及び活動に使用する道具類の保全等に係る短時間の作業については、例外として許可する。
- ③前②の活動に際しても大学HP「新型コロナウイルスへの対応について」を参照のうえ、感染予防を徹底する。

6. 発熱等があった場合及び新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

- ①下記の「◎」のような状態になった場合は、すぐに、かかりつけ医等最寄りの医療機関又は「受診・相談センター」に電話で相談するとともに、以下の(1)～(3)の内容を保健管理センターに報告すること。また、同居者についても同様に報告をしてください。
◎息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、若しくは、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合(基礎疾患等のある方は、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合)
(1)所属・氏名 (2)現在の状況 (3)連絡先
【報告先】 保健管理センター TEL : 028-649-5123
(夜間・休日) 正門案内所 TEL : 028-649-5044
- ②かかりつけ医等や受診・相談センターに相談した結果、医療機関を受診した結果、及び、PCR検査の結果についても報告してください。
- ③新型コロナウイルスに感染した場合は、「行動記録」・「接触者リスト」を速やかに提出してください。(別紙様式)
- ④感染予防の徹底を心掛けてください。

マスク着用 こまめな手洗い 消毒 3密を避ける 行動記録や接触者リストの作成 不要不急の外出や複数名での飲食を伴う会合への参加・勤務等の自粛
--

* 栃木県での発熱患者等発生時における相談体制

- ① まずは、かかりつけ医等最寄りの医療機関に電話相談
- ② ①に連絡できない場合は、受診・相談センターに電話相談
〔TEL : 0570-052-092 24時間(土日、祝日を含む)〕

7. 3密の徹底回避と、衛生面・健康面での管理徹底について(教職員用のみ掲載)

- (1) 消毒液について
原則、各建物入口に設置する。
各建物管理者は、残量の確認と補充を行う。
- (2) 石けんについて
原則、トイレに設置する。
各建物管理者は、残量の確認と補充を行う。
- (3) 非接触体温計のよる検温について
学外でのフィールドワーク等の集団での行動前後に検温を行うなど、学生の健康管理に注意を払うこと。
非接触型体温計は、各キャンパス事務部及び総務課が管理し、貸し出しを行う。
- (4) フェイスシールドについて
密になりやすい実験等に使用させること。

フェイスシールドは、各キャンパス事務部及び総務課が管理し、配付する。

(5) 共用スペースの席やトイレ便器の間引き

各部局担当者は、密にならないように、席等を間引く。

(6) ソーシャルディスタンスマーカーの貼付

各部局担当者は、身体的距離を確保するため、混雑が予想される箇所にソーシャルディスタンスマーカーを貼る。

8. その他(出張)

国内出張は、基本的な感染防止策を徹底したうえで可とする。